

銃器対策推進5か年計画

令和元年7月19日
銃器対策推進会議

第1 はじめに

政府においては、銃器を使用した凶悪事件が増加傾向にあった平成7年、取締り強化等に向け「銃器対策推進本部」¹を設置して、銃器対策の基本方針である「銃器対策推進要綱」を決定した。それ以降毎年度、同要綱に基づく推進計画を策定し、関係機関が緊密に連携して諸対策を推進した結果、平成6年には249事件であった銃器発砲事件数が、平成20年に年間50事件を下回って以降、50件を越えることなく推移するなど着実に成果を挙げてきた。

一方、発生件数が減少したとはいえ、近年も依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が繁華街や住宅街において発生しており、銃器対策が市民の生命、身体の安全に直結する重要な問題であることに変わりはない。銃器発砲事件は暴力団等によるとみられるものが大半を占める傾向が続いているが、暴力団からの拳銃の押収に関しては、組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化が見られるところである。

このような情勢を受け、銃器対策推進要綱に掲げられた実施施策を中長期的視点から具体化し、戦略的に実施していくため、「銃器対策推進5か年計画」を策定することとした。今後、関係府省庁は、総合的かつ積極的な対策を講じ、銃器犯罪と違法銃器の根絶を図るものである。

第2 計画期間

本計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする。

¹「銃器対策推進本部」は平成20年12月に廃止され、同本部が決定した事項等は「銃器対策推進会議」に引き継がれた。

第3 実施施策

1 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化

(1) 体制の強化

〔警察庁〕

- 「組織犯罪対策要綱」に基づき、暴力団等の犯罪組織が所持・管理する銃器に関する情報を一元的に集約するとともに、分析した情報を基に犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立案した上で、一体的で効率的な取締りを推進する。
- 各都道府県警察における銃器対策、薬物対策、暴力団対策及び国際組織犯罪対策等の関係部門の連携と情報共有を図り、組織の総合力を発揮した違法銃器の取締りを推進する。
- 効果的な内偵捜査、捜索を行うため銃器捜索犬の配備等、引き続き装備資機材の整備・充実を図る。
- 銃器捜査員の知識・技術等のレベルアップを図るため、各種捜査手法や装備資機材の効果的活用方策等を内容とした実戦的教養を継続して実施する。

〔財務省〕

- 拳銃の密輸に関する情報収集及び犯則調査を行う担当部門において、銃器密輸関連情報について積極的に情報収集を行うとともに、国際密輸組織に関する分析を充実することにより、監視取締体制の一層の強化を図る。また、犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）における情報収集、監視取締体制の充実を図る。
- X線検査装置（固定式・移動式等）、監視カメラ等の検査・取締機器の整備・充実を図るとともに、効果的な活用に努める。

〔海上保安庁〕

- 各管区海上保安本部に設置されている密輸・密航対策本部において、巡視船艇・航空機によるしょう戒を実施するなどして、監視取締体制の強化を図る。
- 海上における監視取締体制の強化のための所要の体制の整備を図る。

(2) 連携の緊密化

〔警察庁〕

- 「地方機関連絡協議会」及び都道府県単位の「連絡協議会」を積極的に開催して、引き続き連携の強化を図る。
- 取締関係機関との積極的な情報交換を行い、合同摘発の促進を図るとともに、最近の密輸実態を踏まえた実戦的な合同訓練等を行う。

〔法務省・出入国在留管理庁〕

- 各地において開催される銃器事犯に関する「連絡協議会」等に積極的に参加し、情報交換を行うことにより、引き続き事犯摘発の強化に向けた関係機関との連携協調関係を構築するよう努める。

〔出入国在留管理庁〕

- 違反調査を始めとする退去強制手続の過程等において、拳銃等の銃器を発見し、または関連情報を入手した場合には、引き続き警察等関係機関へ速やかに情報提供するなど捜査に協力する。

【財務省】

- 密輸取締関係省庁による「密輸出入取締対策会議」及び「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、密輸に関する意見・情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。

【海上保安庁】

- 中央・地方それぞれのレベルで、水際対策に関する会議に参加し、情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。
- 外国船舶に対して合同による立入検査を積極的に実施する。

【警察庁・財務省・海上保安庁】

- 要注意船舶に対して、合同による船内検査等を積極的に実施する。
- 洋上取引等による密輸取締りを想定した洋上合同訓練等を積極的に実施する。
- 人事交流を引き続き実施する。

2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

〔警察庁〕

- 銃器を使用した凶悪犯罪等について、その検挙の徹底を図る。
- 銃器犯罪は暴力団を始めとした犯罪組織により組織的・計画的に敢行されることが多いことから、暴力団に係る銃器事犯の検挙及び違法銃器の摘発・押収を図るとともに、背後関係を追及して銃砲刀剣類所持等取締法の加重処罰規定の活用を図る。さらに徹底した突き上げ捜査及び捜索を実施し、事犯の全容解明と悪性の立証に努める。
- 銃器犯罪に係る犯罪収益の解明を図り、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律による犯罪収益の剥奪を図る。

〔法務省〕

- 全国の検察官が出席する会同・会議において、銃器事犯の厳正な処分及び科刑の実現について意識共有を図り、その実施に努める。

〔財務省〕

- 犯則調査を行う担当部門において、徹底した調査による銃器密輸入事犯の全容解明に努める。

〔海上保安庁〕

- 銃器犯罪の摘発に際しては、徹底した突き上げ捜査を行い、事件の全容解明に努める。

3 水際対策の的確な推進

(1) 摘発の徹底

〔警察庁〕

- 地方出入国在留管理局、税関等の関係機関と連携し、密輸入事犯の容疑者等に関する事前旅客情報等を活用するほか、関係機関との情報交換による銃器情報の収集、共同捜査を促進し、水際対策の連携強化を図る。
- 違法銃器の摘発に向けた情報収集を強化し、水際における密輸入事犯等の摘発を徹底するとともに、摘発・押収した銃器の流通経路、犯行形態の分析、突き上げ捜査を徹底し、密輸組織及び密売ルート の 解明を強力に推進する。

〔出入国在留管理庁〕

- 銃器事犯関係者に関する出入国記録照会があった場合は、引き続き迅速に回答できるよう努める。

〔財務省〕

- 銃器等に関する密輸情報の総合的な分析を行い、密輸ルート及び密輸手法等の解明に努める。
- 銃器等の密輸の摘発のため、警察及び海上保安庁と合同による船内検査等の取締りを積極的に実施する。
- 監視艇を活用し、銃器等の密輸の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引による密輸に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施する。
- 爆発物探知犬・銃器探知犬を活用し、主要空港等において重点的な密輸取締りに努める。
- 取締強化期間を設定し、密輸取締りの強化を図る。

〔海上保安庁〕

- 密輸水際対策強化期間を設け、マリーナ、漁業及び海事関係者等からの情報収集を強化するとともに、巡視船艇・航空機のしよう戒を継続的に行い、水際対策を徹底する。

〔警察庁・財務省・海上保安庁〕

- テロリスト等が銃器を国外から持ち込む可能性も念頭に置き、関係機関と緊密に連携し水際対策の強化を図る。

(2) 厳重な審査、検査等の実施

〔出入国在留管理庁〕

- 不法入国者等の発見を目的とした臨船サーチ及び港湾区域・空港直行通過区域の警戒活動等において、銃器関連情報を入手した場合には速やかに捜査に協力する。

〔財務省〕

- 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞込みを図るとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施する。特に航空機旅客に

関しては、電子的に取得した乗客予約記録（PNR）を分析し、それに基づく検査も実施する。

- 入国検査場内等の巡回の強化により、不審者・不審物の把握に努める。
- 船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物等に関する情報を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階から、要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を的確かつ効果的に行うとともに、大型X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。
- 保税地域の貨物管理者等に対し情報提供依頼を行うなど、通報体制の強化に努めるとともに、保税地域への巡回及び貨物の搬出入等の際の立会い確認を積極的に実施する。
- 我が国を経由して第三国に輸送されるトランジット貨物等についても、引き続き必要に応じ検査を実施する。
- テロリスト等による銃器の密輸を阻止するため、関係機関との情報共有を強化し、厳重な審査及び検査を実施する。

【海上保安庁】

- 外国船舶に対する立入検査及び関係機関との合同による立入検査を積極的に実施する。

【経済産業省】

- 銃砲等については、外国為替及び外国貿易法第52条に基づき、経済産業大臣の輸入承認を要する貨物として規制しており、引き続き厳格な審査の実施に努めるとともに、合理的かつ実効的な規制を実施する観点から、関係機関とも協議の上、見直しの検討を行う。

(3) 協力の要請

【警察庁】

- 運輸関係団体や漁業関係団体との協定会議を開催し、協力要請を行う。また、銃器犯罪・密輸に関する情報を必要に応じて提供する。
- 水際監視協力員が出席する連絡協議会、研修会等を開催し、監視の強化及び不審情報の積極的な提供を要請する。

【財務省】

- 財務省及び各税関において、「密輸防止に関する覚書」等を締結する関係業界団体から、銃器等の密輸情報の入手に努める。
- 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、種々の機会を捉え、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進する。
- 漁港等に税関職員を派遣し、漁協、地域住民及び同地域に配置している民間協力者等との連携を強化することにより、銃器等に関する密輸情報の入手に努める。

【水産庁】

- 都道府県等を通じ、漁業者等に対して、不審な積荷・船舶等に対する積極的な情報提供等を要請する。

【経済産業省】

- 外国貿易関係団体（一般社団法人日本貿易会）を通じ、外国貿易関係者等に対し、銃器の密輸防止及び物流システムを通じた銃器の拡散防止の観点から、不審な積荷、船舶等に対する情報を積極的に通報するよう要請する。

〔海上保安庁〕

- 密輸水際対策強化期間を設け、マリナー、漁業及び海事関係者等を訪問するなどして、積極的な情報提供を要請する。

（４） 国際郵便の検査体制の強化等

〔総務省〕

- 国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請する。
- 国際郵便を利用した銃器密輸入事犯が摘発された場合は、当該事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出し、我が国における銃器の輸入制限について郵便事業者職員及び利用者に周知を図るよう協力を要請する。

〔財務省〕

- 銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物を重点的に検査し、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、同郵便物についてはそれ以外の国からの郵便物とは別に提示を行うことを引き続き日本郵便株式会社に対して要請するとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。
- 爆発物探知犬・銃器探知犬を活用し、密輸取締りの強化に努める。

4 国内に潜在する銃器の摘発等

(1) 暴力団の関与する銃器の摘発等

〔警察庁〕

- 組織犯罪対策部門による違法銃器に関する情報の一元的管理や各都道府県警察間の連携を強化することにより取締体制をより一層充実させ、暴力団が組織的に管理する拳銃等の情報収集を徹底し、暴力団からの拳銃等の摘発・押収を重点とした取締りを強力に推進する。

特に、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争等により、国内における銃器の取引等が活発化するおそれがあることから、徹底した銃器情報の収集を行うとともに、関係部門間で情報共有を図りつつ、反復した捜索により、摘発・押収を強力に推進する。

- 暴力団の関与する銃器発砲事件の防止と暴力団の所持・管理する銃器の摘発を推進し、拳銃等による市民社会の危険を排除するとともに、暴力団排除活動と連動した銃器根絶活動を強力に推進する。

(2) 摘発、押収の徹底

〔警察庁〕

- テロリスト等が銃器を国内において入手する可能性を念頭に、関係機関と緊密に連携し、銃器情報の収集を強化して、摘発・押収を推進する。
- オークションサイトやSNS等に対するサイバーパトロールを強化し、インターネット上の違法銃器に関する情報収集に努め、取締りを強力に推進するとともに、不正取引を防止するための広報啓発活動を推進する。
- 「拳銃110番報奨制度」、「匿名通報事業」等を効果的に活用するなど、広く国民から違法銃器に関する情報を収集する。
- 銃砲刀剣類所持等取締法により所持が禁止されている準空気銃について、あらゆる警察活動を通じた情報収集に努め、取締りを強力に推進する。

〔法務省〕

- 全国の検察官が出席する会同・会議において、国内に隠匿されている拳銃等及び拳銃実包の効果的回収を図るため、通信傍受法を始めとする捜査手法等の積極的かつ適正な運用を推奨する。

〔海上保安庁〕

- 「海の緊急通報用電話番号118番」を活用して、広く国民から違法銃器に関する情報を収集し、取締りを強力に推進する。

(3) 密造等防止の推進

〔警察庁〕

- 改造が可能なモデルガン、準空気銃、3Dプリンタを利用して製造した銃器等の流通実態やガンマニア等に関する情報の収集に努め、密・改造事犯の防止と検挙を推進する。

〔経済産業省〕

- モデルガン、エアソフトガンを製造、販売等する関連業界団体を通じて、同事業者に対して、武器等製造法等の遵守及びこれらの改造防止等の観点から、モデルガン、エアソフトガンの製造・販売等の慎重な対応、消費者に対する銃器対策の啓発等を推進するよう引き続き要請する。

5 国際協力の推進

(1) 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結準備

〔警察庁・外務省・経済産業省〕

- 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案について可及的速やかな国会提出を目指す。

(2) 諸外国への働きかけ等

〔警察庁・法務省・外務省・財務省・海上保安庁〕

- 我が国への不法な銃器の流入阻止及び在留邦人の安全確保の観点から、諸外国に対し、適切な銃器管理の推進を求めるとし、国際会議等の場を通じて働きかけを行う。

〔警察庁〕

- 銃器密輸の経由地等となるおそれのある諸外国の捜査機関との連携を密にし、密輸情報の収集強化を図るとともに、同事犯の摘発に向けた国際協力を推進する。

〔総務省〕

- 万国郵便連合（U P U）国際事務局に対し、銃器の密輸防止のための郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請する。

〔外務省〕

- 国連総会に対し、小型武器決議案を関係国と共同で提出し、採択を目指す。
- 武器貿易条約（A T T）の普遍化につき、締約国が少ないアジア太平洋諸国や主要武器貿易国を含む諸国に対して締結に向けた働きかけを行う。

〔財務省〕

- 世界税関機構（W C O）等の国際会議において、我が国の取締状況を紹介するなど、銃器等の国際的な不正取引の防止に関する取組の促進に貢献する。
- 銃器を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施する。

〔海上保安庁〕

- 海外関係機関を招へいした研修や海上保安庁職員の海外派遣を通じ国際協力を推進する。

(3) 情報交換の促進等

〔警察庁〕

- 銃器密輸の仕出地となっている諸外国の捜査機関との情報交換を促進し、密輸情報の収集強化を図るとともに、同事犯の摘発に向けた国際協力を推進する。

〔外務省〕

- 国連の場等における情報交換を通じて、各国及び地域の非合法小型武器に対する取組に関する我が国としての現状の把握と、国際的な不正取引の防止に役立てる。

【財務省】

- 世界税関機構（WCO）のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（RILO）の情報交換ネットワーク等を通じて、銃器等の密輸を含む情報交換の促進に努める。
- 銃器等の密輸の防止等を目的とした情報交換を含む税関当局間の協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結等による協力枠組みの構築に努める。また、これまでに構築した協力枠組みを活用し、情報交換の促進に努める。
- 海外における情報収集を強化するため、世界税関機構（WCO）等の国際会議や銃器等の密輸の仕出地となる可能性の高い国・地域へ税関職員を派遣し、銃器の密輸を含む情報を収集するとともに、世界各国の税関当局等との間に構築した情報交換のための国際的なネットワークを活用した情報交換及び実務者による対話を促進する。

【海上保安庁】

- 銃器等の密輸に係る仕出地となる可能性の高い国に職員を派遣し、当該国関係機関との情報交換を推進する。
- 北太平洋地域の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関が参加する「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、密輸対策等をテーマとした情報交換会議の中において銃器対策、銃器密輸対策及び銃器取締方策に関する意見交換等を行い、協力体制の強化を図る。

6 国民の理解と協力の確保

(1) 広報啓発活動の推進

〔警察庁〕

- 最近の銃器情勢や銃器対策について積極的に広報するほか、関係機関、団体と連携しつつ、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、各種行事等の機会を活用するなどして、違法銃器の排除と銃器犯罪の拒絶を広く国民に呼び掛け、意識の高揚を図るための広報啓発活動を推進する。
- 漁業、港湾関係団体等関係業界との連携を強化して、民間からの密輸情報の提供促進を図る。
- あらゆる機会をとらえて、「拳銃 110 番報奨制度」や軍用拳銃の発見届出を促すなどの広報啓発活動を積極的に推進し、国内に潜在する銃器情報の収集に努める。
- 猟銃等講習会及び技能講習の開催等を通じ、猟銃等の所持者に対して、猟銃等の適正管理や取扱いの基本について指導する。

〔財務省〕

- 税関のウェブサイトに加え、ツイッターやユーチューブ等のSNSを活用し、広く一般国民に対し税関における水際対策等を広報する。
- 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等を活用することにより、密輸ダイヤル（0120-461-961）を積極的に広報し、銃器等を含めた密輸情報の提供を一般国民に広く呼びかける。
- 取締強化期間を中心に、離島、不開港等の漁業関係者や地域住民に対し税関の密輸取締りにおける役割についてパンフレットの配布等によって広報を行う。

〔水産庁〕

- 都道府県に対し、漁業者等への広報啓発活動を積極的、計画的に行うよう指導を行う。
- 漁業関係団体を通じ、傘下の漁業者に対し銃器密輸防止のためのパンフレットを配布する。

〔経済産業省〕

- 必要に応じて、猟銃等の製造事業者及び販売事業者を対象とした「猟銃等保安対策講習会」を開催し、猟銃等の適正管理等の保安対策の必要性について普及啓発を行う。
- 火薬類の危害予防意識の高揚を図ることを目的とした「火薬類危害予防週間」を実施し、火薬類関係団体、各都道府県、各産業保安監督部を通じて普及啓発用のポスターを配布するとともに、火薬類販売業者及び火薬庫の所有者又は占有者等に対して、実包等に係る盗難防止措置及び管理体制の点検等の安全確認の徹底を図る。

〔国土交通省〕

- 国際宅配便を取り扱う事業者に対し、荷物の中に隠匿された銃器の発見につながる情報の提供について事業者団体を通じ協力を要請するとともに、各事業者において営業所等まで適切に伝達されているか確認を行うことにより、一層の周知を図る。

〔海上保安庁〕

- 「海の緊急通報用電話番号 118 番」を活用し、銃器事犯の情報提供を広く呼びかける。

〔環境省〕

- 各都道府県において、狩猟者に対して狩猟免許の更新時に行う講習会を通じて、狩猟者が所持する銃器の適正な使用及び管理について指導する。
- 国から都道府県及び狩猟団体に対して、狩猟期間等における銃器の適正な使用及び管理について、狩猟者への指導を要請する。

(2) 対外広報の実施

〔警察庁〕

- 関係機関と連携し、港湾・空港関係団体等の協力を得るなどして、増加する来日外国人による我が国への銃器持ち込みも含め、銃器密輸防止のための広報を積極的に実施する。

〔財務省〕

- 旅行会社等に対し、銃器等の密輸防止に関するパンフレット等の配布を要請する。

〔海上保安庁〕

- 関係機関と連携し、マリーナ、漁業及び海事関係者等を訪問するなどして、銃器等の密輸防止のための情報提供について理解と協力を求める。

(3) 猟銃等所持許可の厳格な審査

〔警察庁〕

- 銃砲刀剣類所持等取締法を的確に運用し、猟銃等所持許可に当たっての厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、保管状況を確認するための立入検査等の継続的な実施等により、引き続き厳格な銃砲行政を推進する。

〔経済産業省〕

- 実包等の貯蔵・廃棄等の取扱いが適切になされるよう引き続き対処する。